

全国説明会
— 本評価に向けて —

実施要綱（本評価版）の概要

基準・要綱検討委員会
小澤孝一郎（広島大・薬）



一般社団法人

薬学教育評価機構

Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education



2. 評価の目的および基本方針

(薬学教育評価ハンドブック p 4)

1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への**適合認定**を行い、**各大学における薬学教育プログラムの質を保証**します。

(基本方針)

- ①「評価基準」に基づいた「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。
- ②教育研究活動等に対するピア・レビューを中心とする評価を実施します。

* ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。



2. 評価の目的および基本方針

(ハンドブック p 4)

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、**各大学の薬学教育プログラムに関わる教育研究活動等の改善を促進**します。

(基本方針)

- ①各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。
- ②各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。



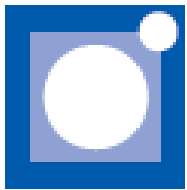
2. 評価の目的および基本方針

(ハンドブック p 4)

3) 評価結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学に対して意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。



JABPE

第三者評価の概略

評価機構

大学

評価機構

評価基準の提示

評価基準に照らして
自大学の自己点検・
自己評価書を作製

自己点検・自己評価
書の妥当性を第三者
として判断し、公表

薬学教育(6年制)
第三者評価
評価基準

一般社団法人
JABPE 薬学教育評価機構

自己点検・
自己評価書

〇〇大学薬学部

〇〇大学薬学部
評価報告書

一般社団法人
JABPE 薬学教育評価機構

教育研究上の目的

医療人教育の基本的内容

- ヒューマニズム教育・医療倫理教育
 - 教養教育・語学教育
 - 医療安全教育
- など

根拠資料
(エビデンス)

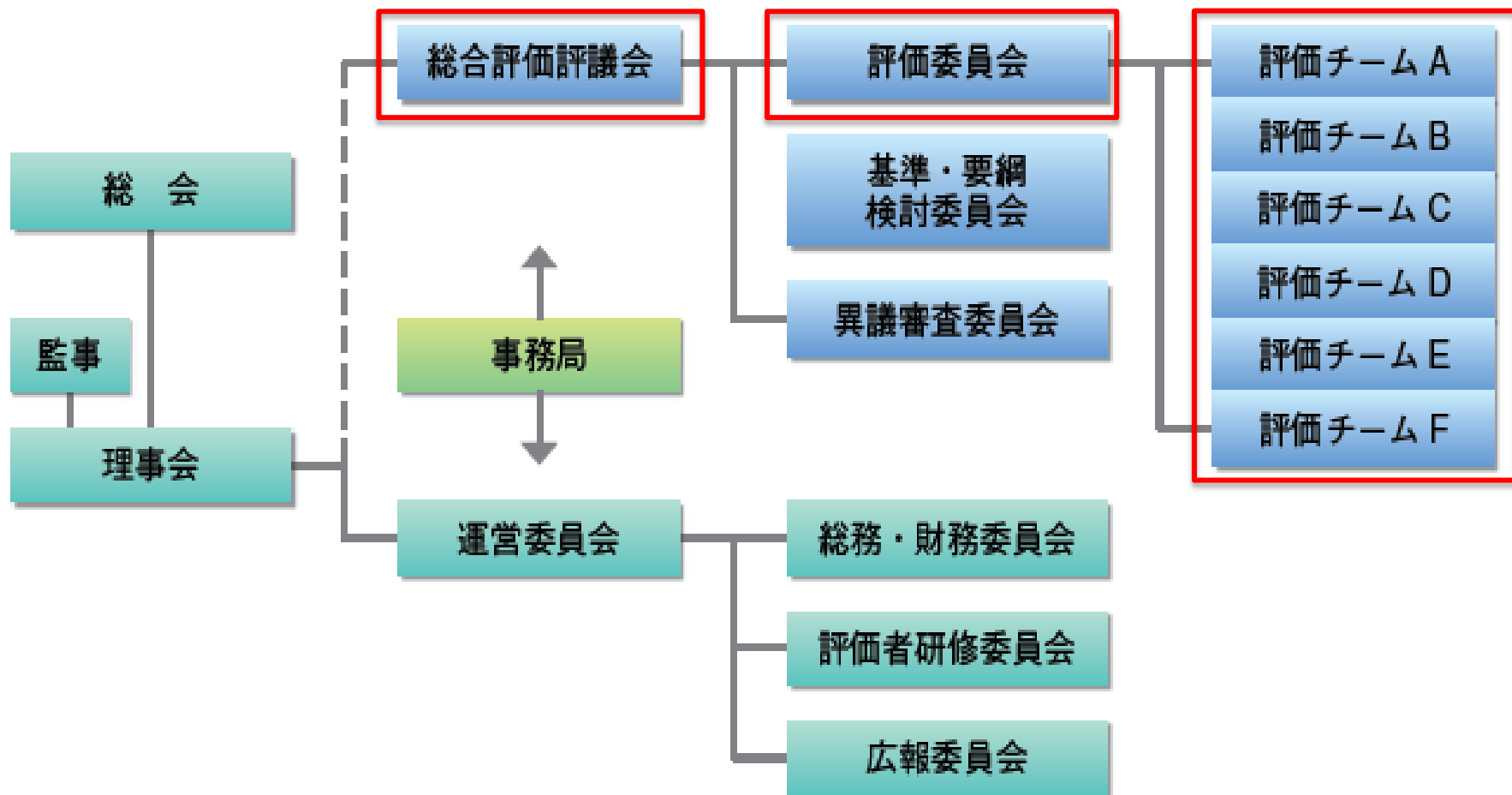
- シラバス
 - 授業の資料
 - 試験問題と結果
- など

- 根拠資料
(エビデンス)
- 訪問調査



3. 評価の実施体制

(ハンドブック p 4)





JABPE

評価を担当する委員会構成

(ハンドブック p 215-219)

■ 総合評価評議会：15名

- 薬科大学・薬学部関係者：5名
- 実務薬剤師：3名
- 有識者：7名（医療関係者および大学評価関係を含む）

■ 評価委員会：30名程度

- 薬科大学・薬学部の専任教員・経験者：15名程度
- 実務薬剤師：8名程度
- 有識者：7名程度

■ 評価チーム（評価する薬科大学・薬学部ごとに編成）

- 評価実施員5名
- 実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含む



JABPE

4. 評価の実施方法

①大学における自己点検・評価

(ハンドブック p 5, p 202)



4. 評価の実施方法

①大学における自己点検・評価

(ハンドブック p 5)

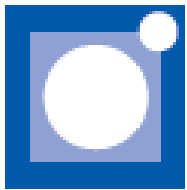
(旧バージョン)

- 『**項目**』および『**基準**』ごとに、教育研究活動等の状況(現状)を分析し、優れた点、改善を要する点などの自己点検・評価結果を記述



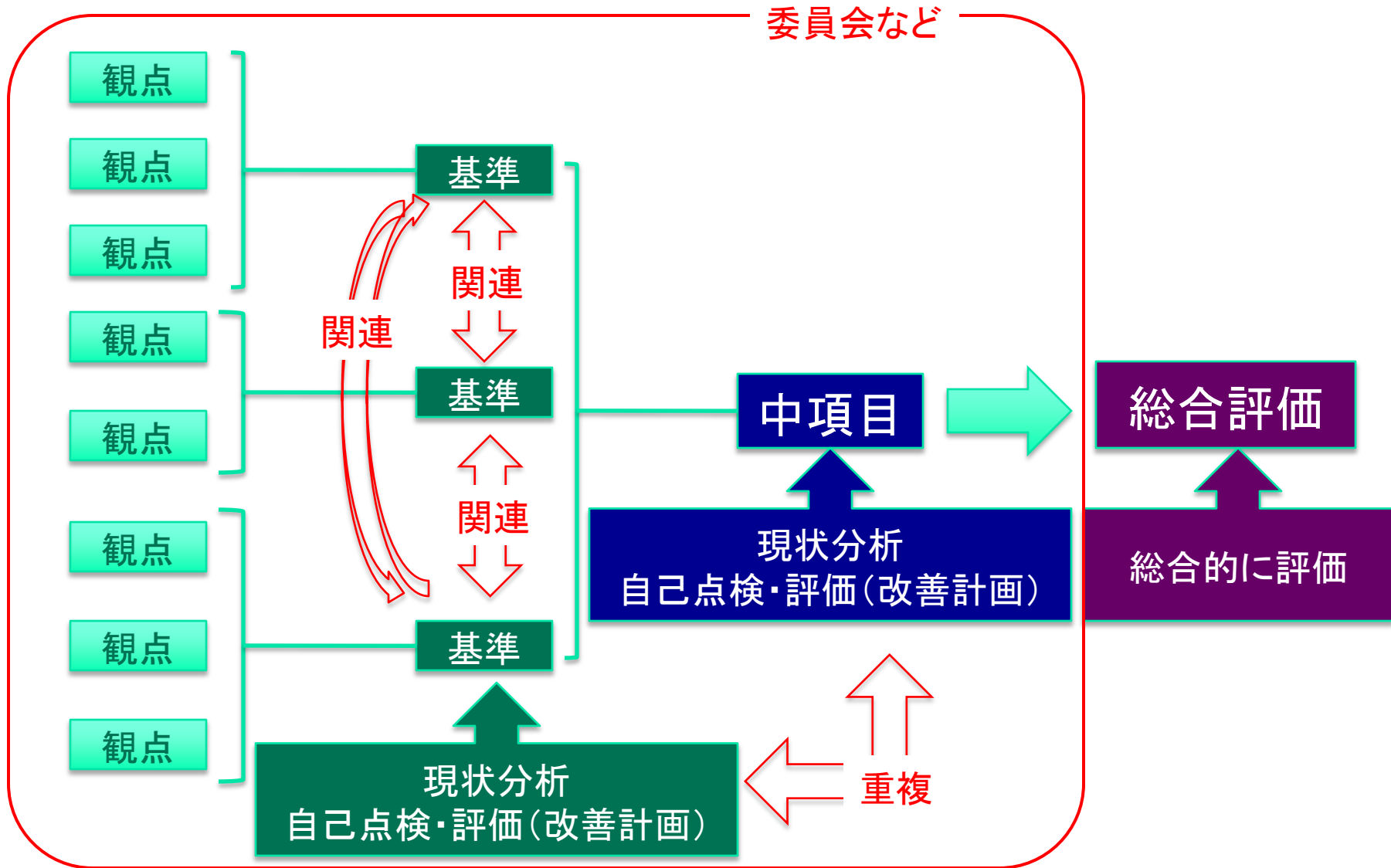
重複を避け、より実質的に

- 『**基準**』ごとに教育研究活動等の状況(現状)を分析
- 『**中項目**』ごとに優れた点、改善を要する点などの自己点検・評価結果を記述



JABPE

従来の自己点検・評価書の記載方法



評価基準

(ハンドブック p 202)

大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
	学生	7 学生の受入		3
8 成績評価・進級・学士課程修了認定		6	17	
9 学生の支援		8	20	
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
点検・評価 (合計数)		<u>57</u>		<u>176</u>



4. 評価の実施方法

② 機構における評価

(ハンドブック p 5)

- ア 「評価基準」を構成する13の『中項目』ごとに、各大学から提出される「自己点検・評価書」に基づき、**自己点検・評価の状況を評価**し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにします。また、適合水準に達しているかどうかの判断は、訪問調査に基づく評価を含めて総合的に行います。
- イ 改善の必要が認められる場合や、その取組みが優れていると判断される場合には、その旨を大学に通知します。
- ウ 評価対象が13の『中項目』について**総合的に適合水準に達している場合に、評価対象が「評価基準」を満たしているものと認め、その旨を公表**します。



JABPE

4. 評価の実施方法

2) 機構による評価のプロセス

(ハンドブック p 6)

- 評価は以下の段階で実施されます。

1. 大学における自己点検・評価

2. 機構における評価

①書面調査

②訪問調査

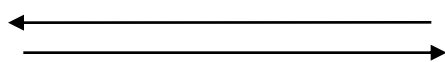
評価チーム



評価チーム報告書

評価報告書委員会案

大学



意見申立

評価委員会



評価報告書原案

総合評価評議会



評価報告書

各大学・社会



5. 評価の結果

1) 総合評価

「評価基準」の13の『中項目』

- ・総合的に適合水準に達している場合
→「適合」
- ・一部に問題があった場合(適合水準に達していない『中項目』があった場合)
→判定を保留し、評価を継続
- ・薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合
→「不適合」



5. 評価の結果

2) 『中項目』の評価

- ・原則として多段階(S, A, B, C, D)評価
- ・多段階評価が不適当な場合は「適合」・
「不適合」
- ・『中項目』ごとの評価結果は、文章により表記する。



5. 評価の結果

3) 『基準』および『観点』の評価

『基準』を構成する『観点』が原則として全て満たされていることを57の『基準』ごとに確認し、その結果を『中項目』の評価に反映します。



6. 評価結果の公表

(ハンドブック p7)

- ①薬学教育プログラムの総合評価の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに評価報告書をもって公表します。
- ②評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<http://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。
- ③評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。)をウェブサイト(同上)に掲載します。
- ④文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。



7. 「認定」の取消し

(ハンドブック p 8)

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間(機構による適合認定が有効である期間)、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、**重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実**が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがあります。



9. 評価の時期

(ハンドブック p 8)

- 1) 評価の申請は、毎年度1回受け付けます。
 - 2) 各大学は、最初の評価を平成25年度から31年度の間
- に受けるものとします。
- 3) 申請予定大学は、評価実施年度の4月に別に定める様式に従って、機構に評価を申請します。
 - 4) 機構は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施します。
 - 5) 各大学は、本評価を受けた後、当該評価の実施翌年度から起算して7年以内
- に次回の評価を受取るものとします。



JABPE

9. 評価の時期

- 7年サイクル: 機関別評価と同じ
- 6年間のプログラムを次の1年で自己点検・評価

H24年	H25年	1	2	3	4	5	6	7	1	2
自己点検	第三者評価						自己点検	第三者評価		
		適合認定								適合認定



10. 「改善すべき点」への対応

(ハンドブック p 9)

- 1) 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「改善報告書」を機構に提出することとします。
- 2) 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について改善・改革の努力を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告してください。
- 3) 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。



11. 再評価

(ハンドブック p 9)

- 1) 再評価は、総合判定の保留により**評価が継続**となった大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。
- 2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『中項目』に限定して実施します。
- 3) 評価が継続となった大学は、別に定める手続きに従って、機構に再評価を申請することとします。
- 4) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「**不適合**」であると判定し、先の本評価の結果と併せて公表します。



11. 再評価

(ハンドブック p 9)

- 5) 再評価において、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムを「**適合**」と認め、公表します。
- 6) 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した**正規の認定期間の残りの期間**とします。
- 7) 再評価においても対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「**不適合**」とし、先の本評価の結果と併せて公表します。
- 8) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。



12. 追評価

(ハンドブック p 10)

- 1) 追評価は、本評価において「**不適合**」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。
- 2) 追評価は、本評価において非常に重大な問題があると判定された『中項目』に限定して実施されます。
- 3) 本評価において「不適合」と判定された大学は、別に定める手続きに従って、追評価を申請することができます。
- 4) 追評価において、追評価の対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムを「**適合**」と認め、公表します。



12. 追評価

- 5) 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。
- 6) 追評価においても、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には、「不適合」であると判定し、公表します。
- 7) 追評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。



JABPE

9. 評価の時期

- 7年サイクル: 機関別評価と同じ
- 6年間のプログラムを次の1年で自己点検・評価

H24年	H25年	1	2	3	4	5	6	7	1	2
自己点検	第三者評価						自己点検	第三者評価		
		適合認定							適合認定	
		改善計画	再評価申請	再評価			自己点検	第三者評価		
		評価継続中			適合認定					
		改善	追評価申請	追評価			自己点検	第三者評価		
		不適合			適合認定					



13. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

(ハンドブック p 10)

- 1) 各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める**重要事項の変更**が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届出なければならないものとします。
- 2) 届出を必要とする大きな変更内容とは、**認定の結果に影響を与えるもの**とします。
- 3) 届出があった場合、その内容についての審査を行います。
- 4) 審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。



15. 異議申立てについて

(ハンドブック p 11)

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「**不適合**」と判定され公表された大学には**異議申立ての機会**を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される**異議審査委員会**を総合評価評議会の下に設置し、**審査**を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。